

○議題 2

◎第4次寒川町行政改革大綱の第2次改定について

事務局 5月の懇話会において、行革の課題について検討をし、実施計画書の見直しができ次第、改めて報告することとしていたが、行政改革の課題を検討した結果が議題2の大綱の第2次改定、そして、実施計画の見直しとして議題3に掲げたものとなっている。

●大綱の第2次改定(資料2)について事務局より説明

会長 大綱の見直しについての説明に対する、意見、質問を委員の皆さんにお願いしたい。

委員 重点事項1つめの事務事業の見直しの中で、第三セクターの見直しとある。寒川には土地開発公社があるが、最近具体的にどのような活動をしているのか、説明してほしい。

事務局 現状として寒川町土地開発公社としては動いていない。今、行革として見直すような事業は現在行っていない。

委員 土地開発公社を解体して困ることは何か。

事務局 町が直接土地を取得する場合、年に2回しか起債する(取得する)機会がなく、現実的には、公社が先行して取得することになる。

委員 一般町民からは、公社の実態が全くわからない。町に対して疑問の目を向ける原因になりかねない。廃止の方向で検討を進めた方がよい。

委員 寒川まちづくり株式会社について、3年くらい前までは会議などを開催していたと思うが、たち切れとなってしまった。実際には、もうなくなってしまったのか・・・。

事務局 TMO補助金という形で、中心市街地活性化のための事業を行っている。駅周辺の駐輪場などの計画について検討するための組織されたものである。

会長 現在は活動していないのか。

委員 今は、特にしていないと記憶している。こんなたち切れとなることをしているようでは、無駄なことをしていたのかと見られてもしょうがないのではないかと。

事務局 前段の土地開発公社について、公有地の拡大に関する法律に基づき設立している。土地の先行取得をしていくための公社なので、今は、この目的、活動については、財政的に厳しい状況の中ではなかなか見いだせない。

今後、存続の意義があるかどうか検討しなくてはならない。神奈川県はすでに解散している。各市町村それぞれ見直しを進めている動きもある。今後町についても検討していかなければならないと考えている。

	<p>寒川まちづくり株式会社については、中心市街地活性化の実際の運営主体として、民間から資金を集めて行うことを目的としてスタートしたが、会社そのものは存続しているが、実際の活動としてはなかなか見えてこない。その活動の周知は必要不可欠である。中心市街地の活性という中で会社が果たす機能がどこにあるのかということを議論する場を設けていかなければならないと考えている。</p> <p>会長 第三セクターだけに関わらず、町が立ち上げた組織の多くは、2年間程度は一生懸命活動しているが、その後何をやっているかわからないという組織が多すぎる。それではいけない。しっかり目に見えるように進めてもらいたい。いらぬものは、廃止し、将来に向けて必要なものは作っていけばよい。</p> <p>会長 他に、何か意見、質問はないか。 ないようなのでこの議題については、了承とする。</p> <p>○議題 3 ◎第4次寒川町行政改革実施計画〈寒川町集中改革プラン〉の第2次改定について</p> <p>● 実施計画の第2次改定(資料3)について事務局より説明</p> <p>会長 実施計画の見直しについての説明に対する、意見、質問を委員の皆さんにお願いしたい。</p> <p>委員 全体的にわかりやすくなったと思う。目標についてもしっかり書いてある。書いている内容が適正かどうかは、精査していかなければならないと思うが、非常にわかりやすいものになったと思う。 しかし、いくつか問題点も見受けられる。このような形にしておきながら、検討・研究を2年続けて行う取組内容がある。通し番号の57番の入札制度の改革だが、少なくとも検討研究した結果どうするのか、ほかの取組内容では検討研究の結果、試行を行うなど、実施しようという意気込みが感じられるが、入札制度の改革だけは、改革していこうという姿勢が見られない。いずれにしても2年目には進展するような計画でなければならぬのではないかと。</p> <p>委員 通し番号8番に指定管理者制度とある。すでに3年が経過しようとしている。この2年と数ヶ月の間で課題や問題はないのか。大きく変えていかなければならないようなものがあるのか実態を聞かせてほしい。</p>
--	--

	<p>事務局 20年度で3年の期間が終了し、21年度からの指定管理者についての見直しを現在進めている。</p> <p>指定管理者制度では、原則公募により選定することとしているが、導入当初は、3年間の期間を公募に向けての準備期間として指定管理者を指定した。</p> <p>主管課の意見をふまえ検討した結果、現在導入済みの施設のうち1施設において公募を実施することとした。</p> <p>また、現在直営の施設においても、条件が整えば指定管理にしていこうという検討も進め、少しずつではあるが、指定管理者制度の趣旨に沿った形で進めている。</p>
	<p>委員 この指定管理者制度は、重荷になっているという声が出ていて見直すべきだと2、3日前の新聞に載っていた。制度はよいと思うが、指定管理の希望する団体がない場合、既成団体に押しつける傾向にある。そうすると、住民に対するサービスの向上など望めず、かえってサービスの質が落ちるケースがあると聞いた。寒川についてはそのようなことはないと思うが、慎重に進めてほしい。</p>
	<p>委員 インターネットによる議会の放映とあるが、これは、マスメディアを活用しての公開と広げることではないのか。</p> <p>インターネットをできない住民も多くいる。ジェイコム自体が合併により、大きくなってしまい、最近では寒川の番組がとても少なくなったように感じる。時間的に議会全部を放映することは難しいと思うが、特徴あるものについては、取り入れてもらえるような努力をしても良いのではないのか。</p>
	<p>事務局 町の情報(ニュース的なもの)については、機会があるごとにマスメディアを利用して情報提供していきたいと考えている。</p>
	<p>委員 通し番号20番に地域の経済振興の推進とある。効果目標として企業誘致1社としているが、企業の規模はどのくらいのものと考えているのか。</p>
	<p>事務局 企業誘致は企業立地促進条例の中で定めている。新規進出あるいは、現在町内で創業している事業所でも改築する場合に適用されることになっている。1社1回限りの利用制限が設けられており、例えば、土地の取得について、取得費用に基準を設けている。</p> <p>5年間については、土地建物の固定資産税の免除を受けることができる。他の自治体と違うところは、寒川では、償却資産についても税の免除を行っている。この条例は時限的なものであり、5年間のみのもとなっている。</p>
	<p>委員 この実施計画は、全般的に支出を絞り込むという項目が多い。もっと収入の方に目を向けるべきではないか。</p> <p>たとえば、通し番号18番の町税等収納率の維持向上であるが、町税に関しては、企業の業績により変動があるということは理解できるが、国民健康保険料や介護保険料、保育料に</p>

	<p>については義務なので、目標値は100%でなければおかしいのではないか。</p> <p>中途半端な数字になるというのは、おかしいと思う。これはあくまでも100%を目標としてやっていくべきものだと考える。</p>
事務局	<p>保育料などは、受けたサービスに対する自己負担分を支払うものなので、本来であれば100%であるべきでだが、この目標数値は、職員が徴収事務を行っている結果の19年度の実績の数値から、目標値を何%するのかという考えで出しており、概念的な考えで設定はしていない。</p>
事務局	<p>収納率については、現年と滞納繰越分を含めた数値で出している。当然滞納分が増え、滞納の比率が増えたと、現実的には徴収率を上げること自体難しくなってくる。当然100%であるべきとは思いますが、推進本部においても、この目標では低すぎるという意見が出ていた。実際の担当課にすれば、現実的にはこの数値でも厳しいところではあるが、あくまで目標として掲げているのでこの数値を超える努力をする。</p>
会長	<p>公用車の削減で、20年度8台、21年度4台とあるが、この中に、町バスは含まれているのか。</p>
事務局	<p>これは、軽自動車の公用車の削減台数であり、バスは含まれていない。</p>
会長	<p>それは、町のバスは使えるということか。</p>
事務局	<p>バスは今年度限りとなっている。今後の対応については、マイクロバスを廃止するのか、もっと小型化するのかなどは決まっていない。</p>
委員	<p>収入をどのように増やすかということは重要なことであると思う。企業の誘致も、その1つではあるが、住民を増やすということもその手段の1つであると思う。一概に目標を何人増やすということは難しいとは思いますが、将来をふまえ、寒川町としてどうしていくのかを考えていかなければならない。また、観光行政なども含めて考えていかなければならない。</p>
会長	<p>他に、何か意見、質問はないか。 ないようなのでこの議題については、了承とする</p>
議題 4 その他	
会長	<p>その他について、事務局から連絡等は何かあるか。</p>
事務局	<p>実施計画の取組内容として載せている事業仕分けについて、説明をさせてほしい。</p> <p>町で行っている事業を、いるのかいないのか、誰が行うべき事業か、ということ各事業ごとに判断していく作業を事業仕分けという。町では、今年の11月8日に実施をする予定である。</p>

	<p>この事業仕分けは、神奈川県内の財政を担当した職員が集まっている会（明日の地方財政を考える会）のメンバーの協力を得ながら、1事業30分程度の時間の中で、事業の要否、継続すべき事業か、改善点はないのかなどを判断していく。公開で行うので、傍聴については自由に入出りできる。事業仕分けは、2グループで20事業ぐらいの事業を実施し、ほぼ1日かけて仕分ける。行革の1つのツールとして行う予定。対象事業や時間など詳細については未定だが、決まり次第ホームページなどで公表していく。</p> <p>委員 事業仕分けというものは、国や県が積極的に進めるようにしているのか。</p> <p>事務局 各自治体ごとに実施してきているところで、全国でもまだ30市町程度しか実施していない。</p> <p>委員 その結果はどのように反映されるのか。外部の人が30分という短い時間の中で出した結論について、その結果のとおり町の事業を廃止するのか。</p> <p>事務局 事業仕分けでは、その事業がそもそもどうなのかということを議論する。仕分けた結果を基に、寒川町としてどうなのかということを検討し最終決定するため、事業仕分けの結果がそのままということではない。</p> <p>会長 そのほかに委員から要望、意見はないか。 ないようなので、懇話会を終了する。</p>
資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4次寒川町行政改革実施計画（改定） 寒川町集中改革プラン〈平成19年度分実施報告書〉 2 第4次寒川町行政改革大綱（第2次改定） 3 第4次寒川町行政改革実施計画（第2次改定） 寒川町集中改革プラン

本議事録は、20年8月27日寒川町行政改革推進懇話会において承認を得て確定しました。